

事例 19

女性総合給付特則からのお支払い

女性疾病特約に女性総合給付特則を付加した場合は以下の給付金をお支払いします。

名称	支払事由	支払額
特定女性疾病入院一時給付金	所定の特定女性疾病により入院したとき	1回の入院につき 5万円
出産給付金	責任開始日から2年経過後に出産したとき	出産した子1人につき3万円
満了時給付金	保険期間満了時に生存しているとき	満了時給付金額 (出産給付金を支払っている場合は 3万円を差し引きします。)

特定女性疾病とは、女性疾病特約の入院給付金などの支払対象となる女性疾病のうち、特定の疾病をいいます。
特定女性疾病の種類は33ページをご覧ください。

《女性総合給付特則を付加されている場合》

【特定女性疾病入院一時給付金の場合】

お支払いする場合

「乳がん」で11月2日～11月7日まで入院したとき



お支払いできない場合

「甲状腺炎」で2月1日～2月14日まで入院したとき

「甲状腺炎」は特定女性疾病ではないため、特定女性疾病入院一時給付金はお支払いできません。

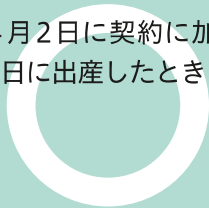
※「甲状腺炎」は女性疾病特約の入院給付金の対象となる女性疾病に該当するため、女性疾病入院給付金はお支払いします。

※対象となる特定女性疾病の種類は33ページ《女性疾病特約(16)の特定女性疾病の種類》をご覧ください。

【出産給付金の場合】

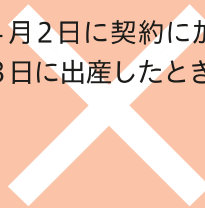
お支払いする場合

平成28年4月2日に契約に加入し、令和元年6月10日に出産したとき



お支払いできない場合

平成28年4月2日に契約に加入し、平成29年11月3日に出産したとき



特定女性疾病入院一時給付金のお支払いは、保険期間を通じて10回を限度とします。

同一の特定女性疾病により特定女性疾病入院一時給付金の支払事由に該当する入院を2回以上した場合には、それらを1回の入院とみなします。

ただし、特定女性疾病入院一時給付金支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院については、新たな入院として取り扱います。